

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 55 回「枚方市障害者施策推進協議会」
開 催 日 時	平成 23 年 12 月 8 日（木） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	石川肇会長、河野和永副会長、松田伸一副会長、長尾祥司委員、関容子委員、山本周子委員、松浦武夫委員、小林清香委員、岸本和子委員、林宏樹委員、松原俊江委員、邑田知子委員、村山育代委員、辻尾壽市委員
欠 席 者	徳村初美委員、大西豊委員
案 件 名	1. 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）の素案について 2. その他
提出された資料等の名 称	第 55 回「枚方市障害者施策推進協議会」次第 資料 1 枚方市障害者計画（第 3 次）・枚方市障害福祉計画（第 3 期）素案
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会での意見に基づき、事務局が枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）素案の修正及び検討を行う。 ・パブリックコメント期間における素案の変更は、事務局と会長の協議に一任する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

会長 おはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第55回「枚方市障害者施策推進協議会」を開催させていただきます。会議に先立ちまして、事務局より事務連絡をお願いいたします。

事務局 まず、委員の交代をご報告申し上げます。社会福祉法人フォレスト倶楽部パウンドケーキ村施設長の石川泰代委員に代わりまして、本日より小林清香委員にご出席をいただいております。

小林委員 小林でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 次に出席状況を報告させていただきます。要綱第6条の規定により、本協議会は「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められております。本協議会委員16名中、現時点で出席の委員は12名でございます。従いまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。それでは事務局を代表し、福祉部次長からご挨拶をさせていただきます。

事務局 次長あいさつ

事務局 お手元の資料の確認をさせていただきます。第55回「枚方市障害者施策推進協議会」次第、資料1「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）素案」でございます。事前に送付いたしました資料から若干変更した個所がございますので、会議におきましては、本日配布の資料の方をご参照ください。

次に、本日の案件としましては「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）の素案について」でございます。それでは会長、議事進行をよろしくお願ひします。

会長 本日は傍聴希望の方がおられます。案件についての傍聴許可を委員のみなさんに諮ります。傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 異議がありませんようですので、傍聴を許可いたします。
(傍聴者1名入室)

会長 それでは案件1「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）の素案について」に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）素案」につきまして、前回10月27日の協議会において、委員のみなさんからいただいたご意見を基に、変更のなされた点についてご説明いたします。よろしくお願ひします。先ほども説明がありましたが、委員のみなさまに事前送付いたしました資料から、今回変更を加えた部分がございますので、本日お配りしたものをご参照いただきたいと思ひます。

それではまず、第1章から第4章について、前回の協議会より変更した主要な部分をご説明させていただきます。まず6ページをご覧ください。第1章第3節「策定体制」についてですが、○の二つめとして「枚方市自立支援協議会での審議」を加えております。平成24年4月1日施行の改正障害者自立支援法では、障害福祉計画作成にあたって地域自立支援協議会の意見を聴かなければならないとされています。法律の施行前ではありますが、改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会幹事会を計画策定のワーキングと位置付けたうえで、すでにご意見をお聴きしており、また2月には自立支援協議会全体会の開催も予定しておりますので、この部分について付け加えております。

次に11ページ、第2章第1節「障害者・児の現状」の手帳所持者数の今後の見込みについてご説明します。前はここを空欄にしておりましたが、推計値を記載しております。推計の方法としましては、18歳未満、18～64歳、65歳以上の年齢層別に手帳所持者数の伸びを見込み、そこに市全体の人口の伸びを勘案した数値を出しております。

続きまして16ページと17ページ、第3章第2節「基本目標」の部分でございます。現行計画のもとで取り組んできたこと、またその総括やアンケート調査、懇談会などを通じて今後対応すべきニーズの把握に努め、今回6つの基本目標を掲げている点につきまして、文章を書き加えております。

続きまして20ページ以降の第4章、各節についてご説明いたします。各節の基本方向ごとに「現状と課題」を書いておりますが、今回その最初の部分に、基本方向の項目を設定した趣旨に関する簡潔なまとめの文章を入れております。21ページの第1節「1 多様な啓発の推進」の部分で申しますと「障害の有無に関わらず共に生きる社会の実現に向けて、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です」という部分でございます。ほかの「現状と課題」についても同様ですので、ご参照いただきたいと思います。

また21ページの9行目「今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です」という部分につきまして、従前は「障害者と共に生きる社会を実現するため、今後も市民と共に考える各種のイベント等の機会の充実が必要です」となっておりましたが、A委員よりいただいた「障害者が市民ではないような表現になっている」とのご指摘をもとに、その前後の部分で表現を見直しております。27ページの施策(3)「地域交流の推進」の「交流機会の充実」についても、同様の趣旨で表現を修正しております。

続きまして、28ページ以降の「第2節 障害者が安心できるまちづくり」の「1 福祉のまちづくり」に関してご説明します。30ページの施策(2)「公共交通の環境整備」の「駅及び周辺のバリアフリー化」につきまして、石川会長より「バリアフリー化の中には転落防止柵のことが含まれているのか」とい

うご質問をいただきました。担当部署に確認しましたところ、京阪電鉄などは車両によってドアの位置が変わるため設置が難しく、バリアフリー化の中に転落防止柵の件は含まれないとのことでした。素案の修正ではございませんが、この場を借りてお答えさせていただきます。

続きまして31ページ「2 住環境」でございます。A委員よりいただいた「グループホーム・ケアホームは地域移行の受け皿というだけでなく、在宅障害者の“親なき後”の生活の場としてのニーズも高い」というご指摘を基に「現状と課題」「施策の基本的な方向」の表現をそれぞれ修正いたしました。「現状と課題」につきましては3行目から7行目の部分でございます。

続きまして、33ページ以降の「3 災害時要援護者対策」についてご説明申し上げます。34ページの施策（2）「災害時を想定した避難方法等の確立」の「災害時における要援護者の支援」は、前回「災害時要援護者支援プランの策定」として提示したものでございます。要援護者支援プランは災害時にとどまらず、平常時の対策も含めた広い概念ですので、災害時における支援についてのみ（2）に記載するという趣旨で、タイトルを変更しております。

続きまして35ページ「第3節 障害児施策の充実」の「1 保育・療育の充実」についてご説明します。障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び、共に育つ保育・教育をすすめることを基本とする趣旨に照らして「療育・保育の充実」を「保育・療育の充実」と順序を入れ替えております。この変更は35ページの「現状と課題」、36～37ページの「施策の基本的な方向」「施策」につきましても同様です。

続きまして43ページ「第4節 生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の「1 地域生活への支援サービス」でございます。「現状と課題」の6行目から12行目に「地域生活支援事業について非課税世帯の利用者負担無料化」「様々なニーズに対応するサービス提供体制の整備の必要性」等につきまして加筆しております。

前回の協議会からの主要な修正点は、以上でございます。なおB委員とC委員より「第3章第1節の基本理念をもっとシンプルな構成に」とのご意見をいただいておりますが、本計画につきましては概要版もあわせて作成する予定ですので、その中で対応したいと存じます。よろしく願い申し上げます。

以上で第1章から第4章の説明を終わらせていただきます。

会長

前回の会議を踏まえて、事務局で内容修正、文章表現の簡素化等を行いました。ご質問、ご意見はございますか。

特になければ、ご承認いただいたということで、引き続き第5章「枚方市障害福祉計画（第3期）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

引き続きまして、第5章「枚方市障害福祉計画（第3期）」についてご説明い

たします。

まず 65 ページ「1 枚方市障害福祉計画（第 3 期）の位置づけと計画期間」に関してご説明します。本計画は障害者自立支援法第 88 条の規定に基づき「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者自立支援法に基づくサービスの見込み量および整備目標を定めるものです。障害福祉計画の策定は、国から示される「基本指針」及び大阪府の「基本的な考え方」と整合性をとりながら行うこととなっておりますが、東日本大震災の影響等により、国の基本指針の提示が遅れておりました。10 月 31 日の厚生労働省の会議において基本指針案が示され、これを受ける形で 11 月 4 日に、府から市町村に対して基本的な考え方が示されました。府の基本的な考え方については、11 月 30 日に改訂版が示されております。事務局では現在、策定作業を進めており、現時点でお示しできる部分のみ、本日の資料として提出させていただきました。府との協議も後日予定されておりますので、内容が変更される可能性がありますことをご了承ください。障害福祉計画（第 3 期）の計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間となっております。

次に「2 基本指針及び府の考え方に基づく、平成 26 年度の数値目標」について、65～67 ページに 7 つの指標を記載しております。その中で◎となっている個所は、現時点で未定となっており、今後、府の指示をいただく予定でございます。就労支援をより強化する観点から、現行の障害福祉計画（第 2 期）に（5）「就労移行支援事業の利用者数」（6）「就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合」（7）「就労継続支援（B 型）事業所における平均工賃額」の 3 つを指標として新規に追加いたしました。また（3）「入院中の精神障害者の地域生活への移行」につきまして、これまでは退院可能な精神障害者数の減少目標値を指標としておりましたが、より客観性の高い指標として「平成 26 年度末における、5 年以上かつ 65 歳以上の入院患者の退院者数」へ変更いたしました。

次に、68～69 ページに「3 障害者自立支援法によるサービス体系」について記載しております。69 ページに図がございますが、市町村で提供するサービスとしましては、障害者自立支援法に規定され全国一律で共通に提供される自立支援給付と、地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する地域生活支援事業とがございます。自立支援給付の「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」、地域生活支援事業の「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」等、個々のサービスについて利用見込みと整備の方向を定めていくこととなります。69～79 ページに「4 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向」「5 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向」としまして、各年度の見込み量、及び整備の方向性を記載しております。目標数値の設定にあたっては、これまでの実績をベースに新規利用者や事業所の増加の見込み量等を

勘案しております。

まず 69～70 ページの（１）「訪問系サービス」についてですが、23 年 10 月から訪問系サービスの中に「同行援護」サービスが新規に加わりましたので、これまで移動支援事業を利用していた視覚障害者の「同行援護」への移行が見込まれます。目標数値には、その見込みが反映されております。77 ページの移動支援事業の目標数値についても同様です。また 70 ページ「（２）短期入所（ショートステイ）」の見込み量は第 2 期計画で横ばいとなっておりましたが、実績が増加していること、身近な地域でサービスを受けたいというニーズが高く、市内における基盤整備を図る必要があることを勘案し、第 3 期計画では増加を見込んでおります。

また 71～72 ページに（３）「日中活動系サービス」の見込み量を記載しておりますが、支援学校等の新規学卒者、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行、在宅者の利用推計等を勘案した数値でございます。

72 ページの表の「療養介護」につきまして、第 2 期計画では実利用者数の見込み・実績とも、ひと桁の数値となっておりましたが、第 3 期計画では 31 人といたしました。児童福祉法の改正に伴って、24 年度以降、児童の施設に入所されている 18 歳以上の方が障害福祉サービスの利用に移行します。31 人という数値は、現在把握している該当者 28 人分を上乗せした見込み量でございます。また児童福祉法の改正により「児童デイサービス」は新たな事業として再編されますので、今回の素案から削除しております。

73 ページ（５）「相談支援」についてですが、障害福祉サービスの利用者全員について、今後 3 年間でサービスの利用計画を作成することを前提に「計画相談支援」の数値を算定いたしました。「地域移行支援」「地域定着支援」については、入所施設や精神科病院からの地域移行者数を勘案するところですが、精神科病院からの地域移行者数が府よりまだ示されておりませんので、空欄とさせていただきます。

続きまして 75 ページ「地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向」の（１）「相談支援事業」でございます。相談支援事業所数につきましては、基幹的な役割を果たす事業所 6 か所が整備済みですので、現状維持としております。ただし「計画相談支援」につきましては、先ほどご説明いたしました通り、障害福祉サービスの利用者全員にサービスの利用計画を作成する関係上、計画の作成が可能な相談支援事業所を増やす必要がありますので、事業所数の目標数値についても精査の必要があると考えております。また今回「成年後見制度利用支援事業」を新規に追加いたしました。法改正により平成 24 年度から地域生活支援事業における必須事業とされましたので、これまで市の単独事業として実施していましたものを、障害者自立支援法における地域生活支援事業として位

置けたうえで記載いたしました。79 ページ（7）「奉仕員養成研修事業」につきましても、府が修了見込み者数を算出する考えを示したことを受け、新規に追加しております。

続きまして 80 ページ「6 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向」についてご説明します。児童福祉法の改正に伴って平成 24 年度から、これまで都道府県で実施されていた「障害児に対する通所系サービス及び相談支援」が市町村事業となるため、整備の見込みにつきましても障害福祉計画に設定する方向となっています。80 ページの図で申しますと、新体系（平成 24 年 4 月～）の「障害児通所支援」の部分です。見込みの方法その他については、まだ国から提示がございませんので、現在のサービス利用者数をベースに、既存事業者の移行先を想定したうえで見込み量を積算いたしました。見込み量は 81～82 ページに数値の記載がございます。

次に 83 ページ「7 障害者虐待の防止に向けた体制整備」についてですが、今年「障害者虐待防止法」が成立し、24 年 10 月より市町村に「障害者虐待防止センター」を設置することが義務付けられたことから、障害福祉計画についても、その整備について新規に記載いたしました。

なお 84～89 ページには【参考】としまして現行の障害福祉計画（第 2 期）の達成状況を記載いたしました。84 ページの「1 国及び大阪府の基本指針に基づく、平成 23 年度の数値目標」の進捗状況については集計作業中でございますので、数値及びそれに付随する説明を空欄とさせていただきます。

「2 障害福祉サービス」以降は、個々のサービスごとに平成 23 年度における達成率の見込みを記載しておりますので、ご参照ください。以上で第 5 章の説明を終わります。

会長 第 5 章の説明についてご質問、ご意見はございますか。

D委員 80 ページ「6 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向」について伺います。児童福祉法の改正に伴って、障害児に対する通所系サービス及び相談支援が、平成 24 年度より市町村事業に移管するというご説明ですが、従来ほどの部署が担当していたのでしょうか。

事務局 通所サービス、入所サービスともに、従来は都道府県事業として知事の管轄でしたので、寝屋川市にございます「大阪府中央子ども家庭センター」が担当しておりました。

E委員 資料の中で、就労継続支援事業所の平均工賃が 54 ページと 67 ページで異なるのはなぜでしょうか。

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 54 ページの 13,000 円というのは継続支援 A 型及び継続支援 B 型事業所の平均工賃で、67 ページの 10,907 円は、継続支援 B 型事業所のみ平均工賃です。

E委員	実際よりも金額が高いのではないのでしょうか。
会長	あくまで平均値です。全員がこの額をもらっているわけではないということでご理解ください。
F委員	65 ページ（1）に「入所施設利用者の地域移行者数」がありますが、入所を余儀なくされた方を地域へ戻すという制度本来の趣旨に照らしても、見込み量だけではなく、移行先の内訳の詳細、入所者に対する具体的な働きかけ等々についても示すべきではないのでしょうか。
G委員	<p>移行の詳しい実態を福祉計画の中にどこまで記載するか判断は、なかなか難しいと思います。精神障害者の場合でも、病院等の施設からまとまった人数が退院しても、施設に再度入る方や、亡くなる方がおられますし、制度のめざす「地域の生活」に移行できた方は少数です。</p> <p>見込み量というのは本来、移行の対象者にどう働きかけたかという具体例とセットで示すべきだと思います。国や府の目標数値の設定方法自体、見直しの対象となるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>数字だけ示されても、行先がわかりにくいという実態は確かにあるようです。障害者に対するケアマネジメントが不十分で、施設を退所なさった方に対して今後どのような情報提供等で支援していくのか、その方向性が不明確である点に、そもそも問題があるように思います。むしろ、73 ページ（5）「相談支援」の部分で、行先等について議論した方が、正確な実態に迫れるのではないかと思います。この点について事務局はどうお考えですか。</p>
事務局	<p>従前より、この点につきましてはご教示いただいております。今回は入所施設利用者の地域移行者数と施設入所者の削減数という2つの形で数値目標を設定いたしました。今後は施設から出られた方が、グループホームに移られたのか、あるいは単身で生活なさっているのか、そういった点についても精査していきたいと存じます。また、どのような働きかけを行ったのか、その具体例を盛り込むというご提案についても一度、事務局で検討いたします。</p>
会長	<p>67 ページに「国の基本指針においては、平成26年度末において、就労継続支援事業利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本としています」とあります。ただ、事業所がA型へ移行するために、今後どのような努力が必要なのか、その部分が曖昧では、こうした目標数値も具体性に乏しくなるのではないのでしょうか。H委員、いかがでしょうか。</p>
H委員	<p>個別事業者の状況等については、例えばアンケート等で実態を把握することで、今後の方向性が提示できると思います。いずれにせよ、計画と実態にズレが生じるかどうかは、個々の事業者の取り組みいかんだと思います。</p> <p>介護事業についても、例えば訪問介護サービスで、介護保険給付の対象外となっている重度訪問介護の実施にあたってどのような問題があるのか、さらに</p>

入所施設や通所施設で虐待を発見した場合どう対応するのか、どのようなシステムで市と連携していくのか、こういった点についても具体案が示されておりません。事業者を交えた検討会、報告会が必要と思います。これらの点につきましては、本会の議論を持ち帰ったうえで次回、何らかの形で報告したいと存じます。

会長 個別事業者がきちんと取り組むというのは、計画の基本的な前提です。市が方針を示しても現場が動かないという事態を避けるために、本日まで出席の委員も、それぞれのお立場から働きかけをお願いします。

事務局 (5)「就労移行支援事業の利用者数」につきましては2割以上、(6)「就労継続支援(A型)事業の利用者数」については3割という国の基本指針が示されていますが、本市におきましては、この比率を機械的に当てはめるのではなく、これまでの実績や地域の実情を勘案したうえで、数値目標を定めております。

F委員 国の示した「2割以上」「3割」という比率の正当性についての議論はひとまず措くとしても、なぜA型に移行する必然性があるのか、その背景説明は最低限必要ではないでしょうか。移行することが強制されているというふうにも解釈されてしまいます。

会長 障害を持った人が地域で自立して生活できるように、障害者自立支援法は自助という概念を打ち出しました。自立にあたっては、生計を立てられる程度の賃金を得る必要があります。そのためには、低賃金である福祉就労の状態にとどまらず、一般就労に移行できる人は移行してほしい。就労継続支援(A型)事業、就労継続支援(B型)事業は、自助の概念の延長線上にあると私自身は理解しています。ですから2割以上や3割というのも、障害者に自立を促すものと解釈すればよいのではないのでしょうか。

G委員 この点については、市としての考え方を、例えばコメント的に挿入するなどの工夫が必要だと思います。

会長 国の自助、公助、共助の概念が、比率に反映していると思います。

F委員 民間の参入に伴って、日中活動の場として位置付けられてきた事業所も変わってくるでしょう。あらかじめ市としての方向性や指針を示しておく必要があるように思います。

事務局 F委員からご指摘のあった方向性についてですが、社会参加の促進の現状と課題の部分に、会長のおっしゃった理念に触れている個所がございます。50ページ第4章第5節、国においては、障害者施策関連の計画として「福祉から雇用へ5か年計画」「工賃倍増計画」が示され、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう福祉・雇用両面にわたる支援がなされている、本市においては、これらの取り組みとも連動して、障害者雇用の促進や工賃倍増のた

めの事業に取り組んでいるという趣旨です。

会長 基本的なところは一応おさえているわけですね。

I 委員 枚方市でも、就労移行支援事業への参入をめざす民間の事業者が、利用者の求人活動に入っているようです。新聞の求人欄にも広告が出ております。市として、方向性や指針をきちんと示す必要があるという意見には同感ですし、彼らがどのような条件で障害者を雇おうとしているのか、その実態も精査していただきたいと思います。

会長 安易に雇い、低賃金で働かせた挙句クビにするということのないように、ハローワークや市の担当部署がチェックする必要がありますね。

J 委員 そのような実態があることを初めて知りました。ただ、ハローワークの求人に応募すれば、個別に事業主と雇用契約を結びますので、ご心配のように、利用者を集めることにはならないと思います。ハローワークとして、求人案件については精査しておりますし、場合によっては府の労働局も指導に入ります。ご指摘のような実態があるかどうか、チェックさせていただきます。

会長 平成 24 年度から、事業所の許認可事業は市町村の管轄になるのですか。

事務局 平成 25 年 1 月をめどに準備を進めております。

会長 市町村の管轄になれば、不適切な求人実態のある事業所については、きめ細かな対応ができるはずですが。

就労関係に議論が偏っていますが、他の数値目標についてもご意見をお願いします。

なお、75 ページの成年後見制度利用支援事業の「申し立て」を「申立」に訂正してください。送り仮名は不要です。

73 ページ「計画相談支援」ですが、平成 26 年度の目標数値 367 人というのは、どのような方を対象としているのですか。

事務局 全ての障害福祉サービス利用者および地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として見込んでおります。この点につき、府に確認しましたところ、障害福祉サービスについては、短期入所のみといった単一のサービス利用者であっても、計画相談支援の対象に含めるということでした。

会長 では、基本的に全ての障害者が対象になるということですね。ケアマネジメントを万全にするため、いっそうのスタッフや施設の増強を図っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ほかにご意見はありますか。

H 委員 まず地域移行の数について、同じ時期に入所なさった方の数と、入所待機者数を教えてください。次に高齢化の進行に伴って介護保険制度と併用するケースが増えると思いますが、この部分は計画に反映されていますか。

91 ページの事業所の質について議論がありましたが、枚方市にはおよそ 140 事業所があります。事業所連絡会に 90 事業所が加盟しています。ご指摘のあり

	<p>ました質の検証等につきましては、連絡会のネットワークを通じて、取り組みたいと思います。次回、資料提供いたします。</p>
事務局	<p>知的障害者の入所待機者は約 20 名、身体障害者の入所待機者は約 4 名です。移行期間と同じ時期に入所されたデータは手もとにございません。</p>
会長	<p>国の指針では、施設入所定員を減らすという方針となっています。</p>
事務局	<p>先ほど、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用している場合について考慮しているかとのご質問がありました。推計値は、現在障害福祉サービスを利用している方を基に算出していますので、介護保険サービスと併用して利用している方についても勘案した数値となっています。</p>
会長	<p>70 ページの (2)「短期入所 (ショートステイ)」についてですが、医療機関との連携について、国は公立病院のベッドを使った短期入所も想定しているようです。医師会としてそうした対応は可能なのでしょうか。具体的に検討なさっていますか。</p>
D委員	<p>最初の受け入れ先としては公立病院になると思いますが、医師会全体として現在、受け入れを進めるという方向で検討はしておりません。もちろん、医療機関も特色を打ち出すべき時代ですので、公立病院が先鞭を付ければ、民間でも条件によっては追随するところが必ず出てくると思います。</p>
会長	<p>可能性はある、ということですね。</p>
F委員	<p>繰り返しになりますが、施設入所の待機者について「なぜ入所を希望するのか」といった詳しい分析がなされないと、彼らが必要としている社会資源や支援体制のあり方について、具体的な議論ができないと思います。例えば現在、枚方市では、住宅に施設入所待ちの障害者が入居し、共同生活しているような実態があります。これを「地域移行か」と言われると、返答に窮します。民間事業所の参入も含め、こうした実態を踏まえながら今後の策定作業を進めていかないと、いざ計画はできても具体性に乏しい内容になってしまうおそれがあります。</p>
会長	<p>計画案が形骸化することのないよう、私たち推進協議会のメンバーもそれぞれの役割を果たしていかなければなりません。</p> <p>次に第 6 章に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 6 章「計画の推進体制及び進行管理」について説明させていただきます。91～92 ページに記載しておりますが、「1 計画の推進体制」としましては、市が主体となって国や府の行政機関と連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら施策の総合的かつ効果的な推進を図るとして(1)「関係機関、市民等との連携及び計画の周知」(2)「枚方市障害者施策推進協議会」(3)「枚方市自立支援協議会」(4)「庁内の計画推進体制」(5)「サービス提供体制の充実」を挙げております。また「2 計画の進行管理」としまし</p>

ては、枚方市障害者施策推進協議会によって進捗管理・評価を行うとともに、庁内において各施策の進捗状況を自己管理・評価し、計画の適正な進行を図ってまいります。以上で第6章の説明を終わります。

会長 第6章の説明についてご質問、ご意見はございますか。

B委員 92ページについて、進捗状況は公開されていますか。評価・管理にあたって、どのデータを参照するのでしょうか。

会長 こちらに示されているのは、平成24年度以降の計画に対する進捗状況ですね。

事務局 進捗状況は毎翌年度に報告しております。平成22年度については、8月の推進協議会の場でお示しいたしました。

B委員 聴覚障害者の支援について、市の相談支援事業所が2か所というのは、利用実態に比較して少ないと思い、前回の委員会で提案いたしました。今後の進捗状況も引き続きチェックしていきたいと思っておりますので、今後の会議でも定期的な状況報告をお願いします。

事務局 障害者計画の単年度ごとの進捗状況については、年度初めの4月に報告しております。障害福祉計画につきましては、翌年度の8月に府のデータがまとまりますので、その数字をもとに枚方市障害者施策推進協議会に報告し、進捗状況を管理していきたいと考えております。

会長 定期的に進捗状況を管理し、不足分についてチェックしていくわけですね。

B委員 76ページの手話通訳者等派遣について、現行の1年ではなく、できましたら四半期ごとに進捗状況を報告していただきたいと思えます。

会長 四半期ごとの報告ですと、事務作業量が膨大になりそうですね。可能な限り対応していただきたいとは思いますが、事務局としてはいかがですか。

事務局 目標が年度ごとですので、進捗管理も年度単位でお願いします。

A委員 自立支援協議会全体の会議が年2回では、すべての議題をなかなか消化できません。自立支援協議会のあり方、推進協議会との役割分担等についても、さらに検討が必要と思えます。

会長 私自身も自立支援協議会に関係しておりますので、その点につきましては事務局と精査いたします。他にご質問、ご意見はございますか。それでは、第5章と第6章の基本的な方向性については、委員のみなさんのご確認を頂いたということよろしいでしょうか。それでは最後に事務局からお願いします。

事務局 委員のみなさんからいただいたご意見をもとに素案を修正し、パブリックコメントにかけて参ります。冒頭でも申し上げましたが、本庁内での調整等を残しております関係上、パブリックコメント期間における内容案の変更につきましては、事務局と会長との協議にご一任いただければと存じます。本日の案件につき、追加のご意見等ありましたら、恐縮ですが12月12日(月)までに事

務局あて文書またはメールでいただければありがたく存じます。

続きまして、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。本計画案に関するパブリックコメントは12月22日（木）より実施いたします。引き続き平成24年1月の前半、市内4か所において市民意見交換会を計5回実施いたします。さらに庁内の関係部課長会議を経まして、2月6日（月）に次回の協議会を開催したいと考えております。ご出席をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会長 ただいまの説明にもありましたように、計画の見込み量の算定につきましては、私と事務局で詰めていくということで、ご了承をいただきたいと思います。存じます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。